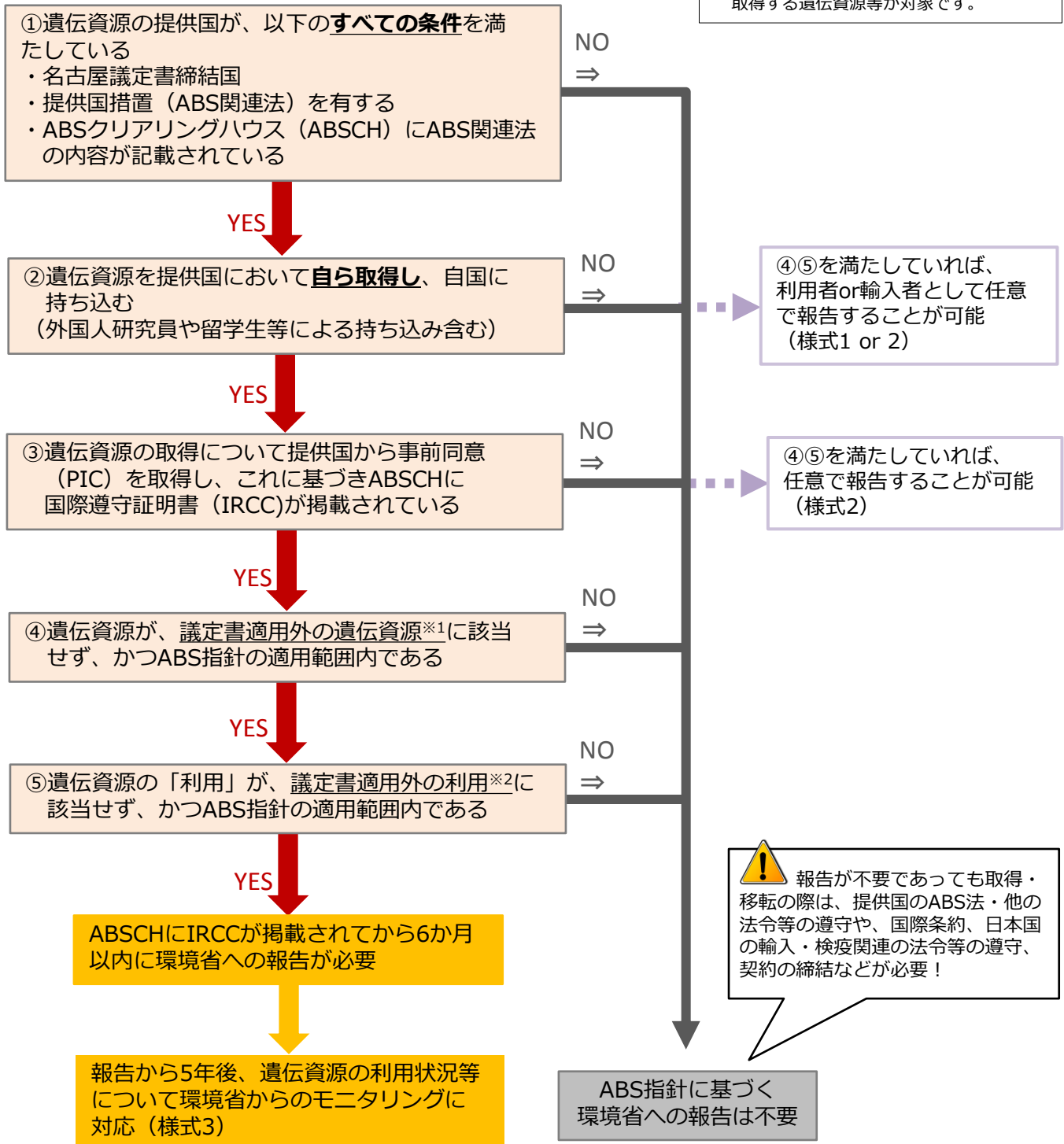


# 日本のABS指針への対応 (利用国としての遵守措置)

ABS指針に示された日本の利用国としての遵守措置の柱は、①環境大臣への遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下、「遺伝資源等」）の適法取得に関する報告及び②利用関連情報の提供です。（日本は、提供国としての措置を設けていません。）

ここでは、日本のABS指針への対応として、**環境大臣への報告が必要となる要件**を示します。遺伝資源の取得にあたっては、環境省への報告の要否にかかわらず、提供国のABS法令等の遵守が必要です。

※議定書締結日（2017年8月20日）以降に取得する遺伝資源等が対象です。



# 日本のABS指針への対応 (利用国としての遵守措置)

## ※1 「議定書適用外の遺伝資源」とは

- (1) 核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報 ※ただし、国によっては対象とする場合あり  
(遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものを除く。)
- (2) 人工合成核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。)
- (3) 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
- (4) ヒトの遺伝資源
- (5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日（2017年8月20日）前に提供国から取得されたもの
- (6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの（コモディティ）  
※ただし、南米・中国等由来のものはリスクあり⇒市場購入は避け、共同研究研究先機関から入手する

## ※2 「議定書適用外の利用」とは

- (1) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）が適用されるもの
- (2) その他
  - ①パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（PIPF）が適用されるもの
  - ②研究開発をしない培養・飼育・栽培
    - ・ペットとして動物を飼育
    - ・酵母菌を酒造・パン製造に使用
    - ・植物を株分け後、挿し木・実生等により増やし苗、収穫物を販売
    - ・通常の営農行為として品種間の交雑を行う（新品種の開発等を目的としない）
  - ③遺伝的・生化学的公正に関する研究開発を伴わない製品の製造
    - ・遺伝的・生化学的構成に関する知見の創造を伴わず、遺伝資源を原材料として製品を製造すること
    - ・成分・製法がすでに明らかな漢方薬原材料を輸入し既知の漢方処方等を行うこと（漢方薬に該当しない生薬含有製剤）
    - ・新たな機能について研究する事なく生物資源から抽出したエキス、粉末等を医薬品、化粧品、食品等に配合する
    - ・季節性インフルエンザ株を原料として輸入し、遺伝的、生化学的構成に関する知見を創造することなくワクチン製造に使用する
  - ④遺伝的、生化学的構成に関する研究開発を伴わない検査、研究、分析教育活動
    - ・すでに開発されている遺伝子検査手法で特定の形質と遺伝子の関係を調べる
    - ・動植物等の生体を観察して遺伝的、生化学的構成な研究開発を伴わず新たな知見を得ること
    - ・すでに遺伝子解析済みの生物につき遺伝子解析を行う
    - ・既知の昆虫標本を作製する
    - ・生物に含まれている基地の成分が確実に含まれていることを確認するための分析
  - ⑤検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用、安全性試験等のための実験動物等の使用
    - ・大腸菌等の微生物を検定菌として利用すること
    - ・大腸菌等の微生物を遺伝子組換え技術において、目的遺伝子を複製又は導入、目的のたんぱく質を生産する場合の宿主として利用すること
    - ・動植物を医薬品、食料等の安全性試験等に用いること